

様式第1号(第7条関係)

意見募集要領

次の「史跡佐伯城跡保存活用計画」について、皆様の御意見(情報・専門的知識)を募集します。

1 名称

史跡佐伯城跡保存活用計画

2 案の趣旨・目的

国指定史跡である佐伯城跡について、効果的・効率的な保存、整備、活用等の実現を目指すための基本方針を定めるもの。

3 案の内容

別紙「史跡佐伯城跡保存活用計画」(案)のとおり

4 参考資料

—

5 意見の提出方法

意見には、必ず住所・氏名(法人その他団体の場合には、住所・名称・代表者の氏名)を明記してください。

(1) 直接、書面を提出する場合

佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係 (佐伯市歴史資料館 及び まな美)
又は 各振興局 地域振興課 の事務室に提出してください。

(2) はがき又は書面を郵送等する場合

郵便番号876-0831
佐伯市大手町1丁目2番25号 佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係

(3) ファクシミリの場合

佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係 (0972-22-0701)

(4) 電子メールの場合

佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係 (bunkaska@ciy.saiki.lg.jp)

6 募集期間

令和7年12月10日(水曜日)から令和8年1月9日(金曜日)まで

7 提出された意見の取扱い

- (1) 皆様から提出された御意見を十分に考慮して、最終的な意思決定を行います。
- (2) 最終的な意思決定後、皆様から提出された御意見を整理して、その概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表します。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (4) この募集は、皆様の御意見を基に、よりよい案をつくろうとするものであり、単に案に対する「賛否」の結論のみを問うものではありません。御意見として、案に対する「賛成」又は「反対」の意思を表明される場合は、必ずその理由等をお書きください。

8 問い合わせ先

佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係

電話 0972-22-4234

電子メール bunkaska@city.saiki.lg.jp